

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部福祉局施設運営指導課
(電話011-231-4111 (内線25-212))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
1	介護保険法	第70条第1項	指定居宅サービス事業者の指定	設定	14日	
2	介護保険法	第70条の2第1項	指定居宅サービス事業者の指定の更新	設定	14日	
3	介護保険法	第86条第1項	指定介護老人福祉施設の指定	設定	14日	
4	介護保険法	第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定の更新	設定	14日	
5	介護保険法	第94条第1項	介護老人保健施設の開設許可	設定	14日 (4日)	
6	介護保険法	第94条第2項	介護老人保健施設の変更許可	設定	14日 (4日)	
7	介護保険法	第94条の2第1項	介護老人保健施設の開設許可の更新	設定	14日 (4日)	
8	介護保険法	第95条第1項	介護老人保健施設の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
9	介護保険法	第95条第2項	介護老人保健施設の医師以外の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
10	介護保険法	第98条第1項	介護老人保健施設に関して広告できる事項の許可	設定	14日 (4日)	
11	介護保険法	第107条の2第1項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の指定の更新	設定	14日	
12	介護保険法	第108条第1項 (旧法)	指定介護療養型医療施設の指定変更承認	設定	14日	
13	介護保険法	第107条第1項	介護医療院の開設許可	設定	14日 (4日)	
14	介護保険法	第107条第2項	介護医療院の変更許可	設定	14日 (4日)	
15	介護保険法	第108条第1項	介護医療院の開設許可の更新	設定	14日 (4日)	
16	介護保険法	第109条第1項	介護医療院の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
17	介護保険法	第109条第2項	介護医療院の医師以外の管理者の承認	設定	14日 (4日)	
18	介護保険法	第112条第1項	介護医療院に関して広告できる事項の許可	設定	14日 (4日)	
19	介護保険法	第115条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定	設定	14日	
20	介護保険法	第115条の11	指定介護予防サービス事業者の指定の更新	設定	14日	
21	老人福祉法	第15条第4項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の設置認可	設定	28日	
22	老人福祉法	第16条第3項	社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止等の認可	設定	28日	
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第36条	指定障害福祉サービス事業者の指定	設定	14日	
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第37条	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	設定	14日	

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第38条	指定障害者支援施設の指定	設定	14日	
26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第39条	指定障害者支援施設の指定の変更	設定	14日	
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第41条	指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新	設定	14日	
28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の19	指定一般相談支援事業者の指定	設定	14日	
29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21	指定一般相談支援事業者の指定の更新	設定	14日	
30	社会福祉法	第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可	設定	24日	
31	社会福祉法	第45条の36第2項	社会福祉法人の定款変更の認可	設定	20日	
32	社会福祉法	第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可又は認定	設定	未設定	
33	社会福祉法	第50条第3項、第54条の6第2項	社会福祉法人の合併の認可	設定	未設定	
34	社会福祉法	第55条の2第1項	社会福祉充実計画の承認	設定	未設定	
35	社会福祉法	第55条の3第1項	社会福祉充実計画の変更の承認	設定	未設定	
36	社会福祉法	第55条の4	社会福祉充実計画の終了の承認	設定	未設定	
37	社会福祉法	第62条第2項	軽費老人ホームの設置許可	設定	28日	
38	社会福祉法	第63条第2項	軽費老人ホームの変更許可	設定	28日	
39	社会福祉法	第62条第2項	社会事業授産施設の設置許可	設定	未設定	
40	社会福祉法	第63条第2項	社会事業授産施設の変更許可	設定	未設定	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。